

マレシヨーセ (プレヴォ・デ・マレシヨ) の裁判管轄と
訴訟手続により直接的に関わる
「刑事王令」(1670年8月)の条文(2)(完)

正本 忍

はしがき

1670年8月の刑事王令 第1編 (以上、第24号)
同 第2編 (以下、本号)

1670年8月の刑事王令 (サン=ジェルマン=アン=レにて公布)

Ordonnance criminelle du mois d'août
1670. (Saint Germain en Laye)

第2編

フランス元帥のプレヴォ (プレヴォ・デ・マレシヨ)、副バイイ、副セネシャル、短服の刑事代理官に特有の訴訟手続

TITRE II

Des procédures particulières aux prévôts des maréchaux de France, vice-baillis vice-sénéchaux et lieutenans criminels de robe-courte.

第1条

朕の「従兄弟」たるフランス元帥のプレヴォ⁽⁴³⁾ (プレヴォ・デ・マレシヨ) は、裁判官の管轄に関する編 (第1編) の第12条に言及されている事件以外には裁判権を持たない。違反の場合は職務停止、訴訟費用および損害賠償の支払い、300リーヴルの罰金——うち半分は朕に、残り半分は訴訟当事者に供せられる——が科せられる。

Article I

Les prévôts de nos cousins les maréchaux de France ne connoîtront d'autres cas que de ceux énoncés dans l'article 12 du titre de la compétence des juges à peine d'interdiction, de dépens, dommages et intérêts, et de trois cents livres d'amende, applicable moitié envers nous, et l'autre moitié envers la partie.

第2条

プレヴォ・デ・マレシヨは、彼らが発し

Article II

Ne pourront aussi recevoir aucune plainte,

た令状の執行に対する反抗に関わるものでなければ⁽⁴⁴⁾、彼らの管轄区外のいかなる告訴も受理してはならないし、証人尋問を行う (informer) こともできない。

第3条

プレヴォ・デ・マレシヨは、令状および裁判所の命令 (mandement de justice) について朕の裁判所 (国王裁判所) の裁判官によって要請され、朕の検事 (国王検事) あるいは訴訟当事者によって催促された場合には、その令状および裁判所命令を執行しなければならない⁽⁴⁵⁾。違反の場合には職務停止、300リーヴルの罰金——うち半分は朕に、残り半分は訴訟当事者に供せられる——が科せられる。

第4条

プレヴォ・デ・マレシヨは、現行犯で、あるいは「裁きを求める公衆の叫び」⁽⁴⁶⁾によって捕らえられた犯罪者を逮捕しなければならない。

第5条

朕は、プレヴォ・デ・マレシヨがマレシヨーセ隊員⁽⁴⁷⁾、公証人、裁判所付き公証人 (tabellion)、およびその他の人物に対して証人尋問を委任することを、禁ずる⁽⁴⁸⁾。違反の場合には、訴訟手続は無効とされ、プレヴォ・デ・マレシヨに対して職務停止が科せられる。

第6条

マレシヨーセ隊員は、プレヴォ・デ・マレシヨが発した令状によって逮捕された被告人を収監する (écrouer) ことができる⁽⁴⁹⁾。

第7条

マレシヨーセ隊員は、彼らが逮捕した被疑

ni informer hors leur ressort, si ce n'est pour rébellion à l'exécution de leurs décrets.

Article III

Seront tenus de mettre à exécution les décrets et mandemens de justice, lorsqu'ils en seront requis par nos juges, et sommés par nos procureurs ou par les parties, à peine d'interdiction et de trois cents livres d'amende, moitié vers nous, moitié vers la partie.

Article IV

Leur enjoignons d'arrêter les criminels pris en flagrant délit ou à la clameur publique.

Article V

Défendons aux prévôts de donner des commissions pour informer à leurs archers, à des notaires, tabellions, ou aucunes autres personnes, à peine de nullité de la procédure, et d'interdiction contre le prévôt.

Article VI

Pourront leurs archers écrouer les prisonniers arrêtés en vertu de leurs décrets.

Article VII

Seront tenus laisser aux prisonniers qu'ils

者に対して逮捕・収監調書の写しを渡さねばならない。違反の場合は、第1条に規定したように処罰される。

第8条

プレヴォ・デ・マレシヨがある人物に関する告訴を受理し、関係する証人を尋問し、また彼の身柄の拘束令状を発した場合、当該被告人は、裁判管轄判決を実施させるために⁽⁵⁰⁾、犯行場所を管轄する上座裁判所の監獄に収容されることが可能である。当該被告人は、このために、上座裁判所の判決によって証拠および証人尋問調書を上座裁判所の書記局に送付させることができる。プレヴォ・デ・マレシヨは以上の手続を直ちに実施しなければならない。

第9条

プレヴォ・デ・マレシヨは、被疑者を逮捕した際、被疑者から押収された金銭、衣類、馬、書類のリストを作成しなければならない⁽⁵¹⁾。リストの作成に際しては、逮捕場所の最も近くに住む住民2名の立ち合いと彼らによるリストへの署名が必要である。住民がこれを拒絶する場合には、その理由を記載しておかねばならない。これは、すべての押収品が、逮捕場所を管轄するマレシオーセの書記局に遅くとも3日後までに届けられるための措置である⁽⁵²⁾。違反の場合、プレヴォ・デ・マレシヨに対して、2年間の職務停止、当事者に対する訴訟費用および損害賠償の支払い、上述のように適用される罰金、すなわち500リーヴルの半分は朕に支払われ、残り半分は訴訟当事者に支払われる罰金が科せられることになる。

第10条

被疑者は逮捕後、犯行現場付近に監獄があればその監獄に、付近になければ最も近くの

auront arrêtés, copie du procès-verbal de capture et de l'écrou, sous les peines portées par le premier article.

Article VIII

Les accusés contre lesquels le prévôt des maréchaux aura reçu plainte, informé et décrété, pourront se mettre dans les prisons du présidial du lieu du délit pour y faire juger la compétence, et à cet effet faire porter au greffe les charges et informations en vertu du jugement du présidial : ce que le prévôt sera tenu de faire incessamment.

Article IX

Les prévôts des maréchaux, en arrêtant un accusé, seront tenus faire inventaire de l'argent, hardes, chevaux et papiers dont il se trouvera saisi, en présence de deux habitants des plus proches du lieu de la capture, qui signeront l'inventaire ; sinon déclareront la cause de leur refus, dont il sera fait mention, pour être le tout remis dans trois jours au plus tard au greffe du lieu de la capture, à peine d'interdiction contre le prévôt pour deux ans, dépens, dommages et intérêts des parties, et de cinq cents livres d'amende applicable comme dessus.

Article X

A l'instant de la capture, l'accusé sera conduit ès prison du lieu, s'il y en a ; sinon aux

監獄に、遅くとも24時間以内に連行されねばならない。プレヴォ・デ・マレシヨが自宅あるいはその他の場所に被疑者を勝手に監禁することを禁ずる⁽⁵³⁾。違反の場合、プレヴォはその職を剥奪される。

第11条

マレシヨーセの将校と裁判役人 (officier)⁽⁵⁴⁾ 全員に対して、被疑者 (被告人) から押収された、あるいは被疑者 (被告人) が所有するいかなる所持品、武器、馬も、これを被疑者 (被告人) に返却せず自らの手許に取り置くことを禁ずる。同様に、自分名義あるいは他人名義で、それら被疑者 (被告人) の所有物の競売落札者になることを禁止する。違反の場合、官職の剥奪⁽⁵⁵⁾、500リーヴルの罰金、および4倍相当の弁償が科せられる。

第12条

被告人は、プレヴォ・デ・マレシヨによって陪席裁判官の立ち合いの下で⁽⁵⁶⁾、逮捕後24時間以内に尋問されねばならない。違反の場合、200リーヴルの罰金——朕に支払われる——が科される。しかしながら、プレヴォ・デ・マレシヨは、逮捕時には、陪席裁判官の立ち合いなしに被告人を尋問することができる⁽⁵⁷⁾。

第13条

1回目の尋問の冒頭でプレヴォ裁判として裁く旨、被告人に対して宣告することを⁽⁵⁸⁾、またそのように宣告した旨 (尋問調書に) 記載することを、朕はプレヴォ・デ・マレシヨに厳命するものである。違反の場合には、当該訴訟手続は無効とされ、あらゆる訴訟費用、損害賠償がプレヴォ・デ・マレシヨに科せられる。

第14条

犯罪が自らの管轄外と判断された場合に

plus prochaines, dans vingt-quatre heures au plus tard. Défendons aux prévôts d'en faire chartre privée dans leurs maisons ni ailleurs, à peine de privation de leurs charges.

Article XI

Défendons à tous officiers de maréchaussée de retenir aucuns meubles, armes ou chevaux saisis ou appartenans aux accusés ; ni de s'en rendre adjudicataires sous leurs noms ou celui d'autres personnes, à peine de privation de leurs offices, cinq cents livres d'amende, et de restitution du quadruple.

Article XII

Les accusés seront interrogés par le prévôt en présence de l'assesseur, dans les vingt-quatre heures de la capture, à peine de deux cents livres d'amende envers nous ; pourra néanmoins les interroger sans assesseur au moment de la capture.

Article XIII

Enjoignons aux prévôts des maréchaux de déclarer à l'accusé au commencement du premier interrogatoire, et d'en faire mention, qu'ils entendent le juger prévôtalement, à peine de nullité de la procédure, et de tous dépens, dommages et intérêts.

Article XIV

Si le crime n'est pas de leur compétence,

マレシオーセ（プレヴォ・デ・マレシヨ）の裁判管轄と訴訟手続により直接的に関わる
「刑事王令」（1670年8月）の条文（2）（完）

は、プレヴォ・デ・マレシヨは24時間以内に犯行場所を管轄する裁判官に当該犯罪の裁判権を委ねなければならない⁽⁵⁹⁾。ただし、この期限を過ぎると、プレヴォ・デ・マレシヨは、上座裁判所における裁判官の意見陳述と投票（avis）を経た後でしか、上述のような裁判権の委譲ができない。

第15条

被告人がプレヴォ・デ・マレシヨの管轄外だと主張しなかったとしても、当該被告人に関する裁判管轄は、逮捕場所を管轄する上座裁判所で遅くとも（逮捕の）3日後までには判断されねばならない。

第16条

裁判管轄判決の前にプレヴォ・デ・マレシヨに対して申し立てられた忌避は、それを申し立てた訴訟当事者の選択によってマレシオーセの陪席裁判官あるいは上座裁判所の評定官の報告に従って、（裁判管轄判決を下す）上座裁判所で判断される⁽⁶⁰⁾。陪席裁判官に対する忌避に関しては、同様に、上座裁判所で同裁判所裁判官の中の1人によって判断される。

裁判管轄判決の後に申し立てられた忌避は、当該の刑事訴訟が裁かれる裁判所で判断される。

第17条

被告人は、いかなる理由によるにせよ、裁判管轄判決の前には釈放されないし、裁判管轄判決後では、上座裁判所あるいは当該訴訟を最終審として裁く（別の）裁判所の判決によってしか⁽⁶¹⁾釈放されない。

第18条

裁判管轄判決は7名以上の裁判官によってしか下されない。裁判管轄判決に加わった者

ils seront tenus d'en laisser la connoissance dans les vingt-quatre heures au juge du lieu du délit, après quoi ne pourront le faire que par l'avis des présidiaux.

Article XV

La compétence sera jugée au présidial dans le ressort duquel la capture aura été faite dans trois jours au plus tard, encore que l'accusé n'ait point proposé de déclinatoire.

Article XVI

Les récusations qui seront proposées contre les prévôts des maréchaux, avant le jugement de la compétence, seront jugées au présidial, au rapport de l'assesseur en la maréchaussée, ou d'un conseiller du siège, au choix de la partie qui les présentera, et celle contre l'assesseur, aussi par l'un des officiers dudit siège : et les récusations qui seront proposées depuis le jugement de la compétence, seront réglées au siège où le procès criminel devra être jugé.

Article XVII

L'accusé ne pourra être élargi pour quelque cause que ce soit, avant le jugement de la compétence, et ne pourra l'être après que par la sentence du présidial ou siège qui devra juger définitivement le procès.

Article XVIII

Les jugemens de compétence ne pourront être rendus que par sept juges au moins,

はその正本に署名しなければならない。朕は、裁判長⁽⁶²⁾とプレヴォ・デ・マレシヨに対して、この点を遵守させるよう厳命するものである⁽⁶³⁾。違反の場合は、各人に対して職務停止、500リーヴルの罰金——朕に支払われる——、訴訟当事者に対する損害賠償が科せられる。

第19条

裁判管轄判決は、被告人が法廷で全裁判官の臨席のもとで聴取された場合にのみ、宣告される。このことは、当該訴訟がいずれの裁判管轄に属するか判断の理由とともに、判決の中で言及されねばならない。違反の場合には、第18条で裁判長に対して規定された刑罰が科され、当該裁判管轄判決以降に行われた訴訟手続が無効とされる。

第20条

裁判管轄判決は、被告人に対して即座に宣告され、言い渡され、その写しが渡される⁽⁶⁴⁾。違反の場合は、それまでの訴訟手続が無効とされ、プレヴォおよび当該裁判管轄判決が下された裁判所の書記官に対して訴訟費用全額および損害賠償の支払いが科せられる。

第21条

プレヴォ・デ・マレシヨの管轄外と宣告された場合は、被告人は犯行場所を管轄する裁判官の監獄に移送され、証拠、証人尋問調書、被告人の逮捕調書および尋問調書、さらにその他の訴訟記録⁽⁶⁵⁾は当該裁判官の書記局に送付される⁽⁶⁶⁾。以上の手続がプレヴォ・デ・マレシヨの管轄外との判決が下された後、遅くとも2日以内に実施されるよう、朕は望むものである。これに違反した場合、プレヴォ・デ・マレシヨに対して3年間の職務停止、500リーヴルの罰金——朕に支払われる——、および訴訟当事者の裁判費用と損害賠償の支払いが科せられる。

et ceux qui y assisteront, seront tenus d'en signer la minute ; à quoi nous enjoignons à celui qui présidera et au prévôt de tenir la main, à peine contre chacun d'interdiction, de cinq cents livres d'amende envers nous, et des dommages et intérêts des parties.

Article XIX

La compétence ne pourra être jugée, que l'accusé n'ait été ouï en la chambre, en présence de tous les juges, dont sera fait mention dans le jugement, ensemble du motif de la compétence, sur les peines portées par l'article précédent contre le président, et de nullité de la procédure qui sera faite depuis le jugement de la compétence.

Article XX

Le jugement de compétence sera prononcé, signifié, et copie baillée sur-le-champ à l'accusé, à peine de nullité des procédures, et tous dépens, dommages et intérêts contre le prévôt et le greffier du siège où la compétence aura été jugée.

Article XXI

Si le prévôt est déclaré incompétent, l'accusé sera transféré ès prisons du juge du lieu où le délit aura été commis, et les charges et informations, procès-verbal de capture et interrogatoire de l'accusé, et autres pièces et procédures remises à son greffe : ce que nous voulons être exécuté dans les deux jours pour le plus tard, après le jugement d'incompétence, à peine d'interdiction pour trois ans contre le prévôt, de 500 livres d'amende envers nous, et des dépens, dommages et intérêts des parties.

第22条

（裁判管轄判決で）裁判権ありと宣告されたプレヴォ・デ・マレシヨは、彼の陪席裁判官とともに、陪席裁判官不在の場合には⁽⁶⁷⁾、当該訴訟が裁かれる裁判所⁽⁶⁸⁾の評定官1名とともに、直ちに審理（confection du procès）に取りかからねばならない。この評定官は（当該プレヴォ裁判所の）裁判長⁽⁶⁹⁾によって指名されることになる。

Article XXII

Le prévôt qui aura été déclaré compétent sera tenu procéder incessamment à la confection du procès avec son assesseur, sinon avec un conseiller du siège où il devra être jugé, suivant la distribution qui en sera faite par le président.

第23条

プレヴォ・デ・マレシヨが管轄する犯罪として訴訟手続が再開された後で⁽⁷⁰⁾、告訴されていないなかったプレヴォ・デ・マレシヨの管轄外の犯罪が新たに告発される場合、いずれの告発も合わせて審理され、プレヴォ裁判として裁かれることになる⁽⁷¹⁾。

Article XXIII

Si après le procès commencé pour un crime prévôtal, il survient de nouvelles accusations dont il n'y ait point eu de plainte en justice, pour crimes non prévôtiaux, elles seront instruites conjointement, et jugées prévôtalement.

第24条

いかなるプレヴォ裁判の判決も——予備判決であれ、中間判決であれ⁽⁷²⁾、終局判決であれ——7名以上の裁判官（officier）⁽⁷³⁾によってしか宣告されない。プレヴォ裁判を行う裁判所に上述の数に足りる裁判官がそろわない場合には、（法）学士（gradué）が加わる⁽⁷⁴⁾。判決に参加した裁判官は、正本に署名しなければならない。署名のない場合は、当該判決は無効となる。書記官は上述の裁判官たちに正本に署名するよう促さなければならない。違反の場合、当該書記官および署名を拒否した裁判官に対してそれぞれ500リーヴルの罰金が科せられる。

Article XXIV

Aucune sentence prévôtale, préparatoire, interlocutoire ou définitive, ne pourra être rendue qu'au nombre de sept, au moins, officiers ou gradués, en cas qu'il ne se trouve au siège nombre suffisant de juges ; et seront tenus ceux qui y auront assisté, de signer la minute à peine de nullité, et le greffier de les interpellier, à peine de 500 livres d'amende contre lui et contre chacun des refusans.

第25条

プレヴォ裁判の判決の正本は2部作成され、いずれも裁判官たちによって署名される。うち1部は当該訴訟が裁かれた裁判所（プレヴォ裁判が行われる上座裁判所）の書記局に残され、別の1部はマレシオーセの書記局に保管

Article XXV

Sera dressé (sic)⁽⁷⁵⁾ deux minutes des jugemens prévôtiaux qui seront signées par les juges, dont l'une demeurera au greffe du siège où le procès aura été jugé, et l'autre au greffe de la maréchaussée, à peine

される⁽⁷⁶⁾。違反の場合、プレヴォ・デ・マレシヨに対して3年間の職務停止、500リーヴルの罰金が科せられる。朕は、それぞれの裁判所の書記官に対して、各正本の登録および受理の手数料を取ることを禁ずる。違反の場合、プレヴォ・デ・マレシヨと同様に処罰される。

第26条

被告人が拷問に処せられる場合には、当該拷問の調書は、当該法廷（プレヴォ裁判が行われる上座裁判所）の評定官およびプレヴォ・デ・マレシヨの立ち合いの下、報告裁判官⁽⁷⁷⁾によって作成されねばならない⁽⁷⁸⁾。

第27条

プレヴォ裁判の判決によって認められた訴訟費用は、報告裁判官の立ち合いの下でプレヴォ・デ・マレシヨによって査定される⁽⁷⁹⁾。報告裁判官は当該訴訟費用に関していかなる手数料も主張できない⁽⁸⁰⁾。訴訟費用に関して上訴が申し立てられた場合には、当該判決を下した裁判所（上座裁判所）がこの件について最終審としての裁判権を持つ。

第28条

朕は、副パイイ、副セネシャルおよび短服の刑事代理官に対して、プレヴォ・デ・マレシヨに関して規定されていることを遵守するように厳命する⁽⁸¹⁾。彼らは、（本編で規定されている）訴訟手続に加え、その他の諸王令も遵守しなければならない。しかしながら、朕は、バリのシャトレ裁判所に所属する短服の刑事代理官の職務と権限⁽⁸²⁾に関しては何ら変えるつもりはない。

d'interdiction pour trois ans contre le prévôt, et de 500 livres d'amende : défendons sous pareilles peines aux deux greffiers de prendre aucuns droits pour l'enregistrement et réception des deux minutes.

Article XXVI

Si l'accusé est appliqué à la question, le procès-verbel de torture se fera par le rapporteur, en présence d'un conseiller du siège et du prévôt.

Article XXVII

Les dépens adjugés par le jugement prévôtal seront taxés par le prévôt, en présence du rapporteur, qui n'en pourra prétendre aucuns droits ; et s'il en est interjeté appel, le siège qui aura rendu le jugement, en connoitra en dernier ressort.

Article XXVIII

Enjoignons aux vice-baillis, vice-sénéchaux et lieutenans criminels de robe courte, d'observer ce qui est prescrit pour les prévôts, et au surplus des procédures, seront par eux nos autres ordonnances observées : n'entendons néanmoins rien innover aux fonctions et droits du lieutenant criminel de robe courte de notre Châtelet de Paris.

注

- (43) アンシアン・レジーム期、裁判権を持ちプレヴォと呼ばれる職は複数あった。プレヴォ・デ・マレシヨのほか、例えば、国王通常裁判所体系の初審プレヴォテ (prévôté) の長官たるプレヴォ、パリのシャトレ裁判所 (Châtelet) の名目上の長官であったパリ奉行 (prévôt de Paris)、パリの商人頭 (市長) (prévôt des marchands) などがあった。Mousnier, *op. cit.*, t. II, pp. 121, 269-272; Bluche (François) (sous la direction de), *Dictionnaire du Grand Siècle*, Paris, 1990, pp. 1252-1254.
- (44) このような限定がされているのは、判決や令状の執行への反抗は、その反抗が為された場所を管轄する裁判官ではなく、それらを発した裁判官によって処罰されるべき、という原則があるからだと考えられる。cf. Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 92.
- (45) マレシオーセは高等法院を含む諸国王裁判所からの要請に基づいてそれらの裁判所の判決、令状、命令などの執行を援助しなければならない。ただし、これはマレシオーセの通常の職務ではなく、特別な職務の1つである。隊員の職務についてはとりあえず、拙稿「地域住民とマレシオーセ隊員——王権の手先? あるいは民衆の保護者?」(阪口修平編『歴史と軍隊——軍事史の新しい地平』創元社、2010年)、57頁。より詳しくは以下を参照。Larrieu, *op. cit.*, pp. 252-268; Cameron (Iain A.), *Crime and repression in the Auvergne and the Guyenne 1720-1790*, Cambridge, 1981, pp. 56-132; Lorgnier (Jacques), *Maréchaussée, histoire d'une révolution judiciaire et administrative*, Paris, 1994, t. I, pp. 269-307. なお、マレシオーセ以外の国王裁判所がマレシオーセに助力を求める際には、「命令する (mander et enjoindre)」ではなく「要請する (requérir)」という語を用いるとされている。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 93.
- (46) 「裁きを求める公衆の叫び」とは、裁きを求める叫びによって呼び集められた人々が、裁判官に裁判を求める前に、現行犯や明らかに疑わしい被疑者を追跡して捕縛できる、古法で規定された制度である。中世ノルマンディの「アロ (Haro!)」がよく知られている。より詳しくは以下を参照。Prétou (Pierre) et Chauvaud (Frédéric) (sous la direction de), *Clameur publique et émotions judiciaires de l'Antiquité à nos jours*, PU de Rennes, 2014. V・トゥレイユ (梶原洋一訳)「恐怖の叫びと嫌悪の叫び——盗人に向けられる『アロ』 中世末期フランスにおける叫びと犯罪」(『思想』no. 1111, 2016年11月、27~41頁) (Tourelle (Valérie), "Cris de peur et cri de haine: haro sur le voleur. Cri et crime en France à la fin du Moyen Âge", Lett (Didier) et Offenstadt (Nicolas) (sous la direction de), *Haro! Noël! Oyé! : Pratiques du cri au Moyen Âge*, Paris, 2003, pp. 169-178)。マレシオーセの日常的な任務は田園地帯および幹線道路の巡回警備であり、マレシオーセの成員 (1720年の改革以後は基本的に騎馬警察隊員のみ) は日常的に犯行の現場や「裁きを求める公衆の叫び」に遭遇する可能性がある。Vigier (Fabrice), "À la clameur publique! Les interventions des cavaliers de la maréchaussée du Poitou à la demande des populations dans la seconde moitié du XVIII^e siècle", Prétou et Chauvaud, *op. cit.*, pp. 161-180.
- (47) ここでの "archer" とはマレシオーセの騎馬警察隊員のことであり、同時代のマレシオーセ関係文書では "cavalier"、"garde" とともに表記されるが、1720年の改革以降、徐々に "cavalier" と表記されるようになる。Luc (Jean-Noël) et Médard (Frédéric) (sous la direction de), *Histoire et dictionnaire de la gendarmerie. De la maréchaussée à nos jours*, Paris, 2013, p. 215. また、1720年の改革以降、彼らは班 (brigade) の形で管轄区全体に展開するようになった。班は指揮官1名と4名の憲兵 (archer) から編成された。1720年の改革により、班の指揮官には上級班長 (exempt) 、班長 (brigadier) 、班長補佐 (sous-brigadier) の3階級が設けられた。史料上の "archer" には文脈によって騎馬警察隊員全員を指す時と憲兵のみを指す時とがあり、ここでは前者と考えられる。前掲拙著『フランス絶対王政の統治構造再考』66~67頁、p. 98注(1)。
- (48) 新マレシオーセの創設を命じた1720年3月の王令第8条によれば、マレシオーセの上級班長は現行犯逮捕の場合にのみ証人尋問を行うことができる。この直後の1720年4月9日の国王宣言は、上級班長は前述の王令に示されている事例であっても書記官の立ち会いがなければ証人尋問できない、とその権限を制限している。しかしながら、上級班長は、書記官不在の場合、職責により、彼が適格と判断する人物に書記官の職務を委任できるとされ (ただし、当該人物の宣誓と証人尋問調書のマレシオーセ書記局への迅速な提出が条件になる)、上級班長にはかなり大きな権限が付与されているとも解釈できる。前掲拙稿「史料紹介 1720年のマレシオーセ改革に関連する2つの国王宣言」、70頁。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 94. 参考までに、オート＝ノルマンディ地方コードバック副官管区のマレシオーセに関する筆者のこれまでの史料調査 (特に1730年代前半) においては、上級班長が証人尋問をする事例は皆無である。
- (49) 「刑事王令」の条文案を検討する際に問題とされたのは、プレヴォ・デ・マレシヨ以外の裁判官が発した令状で逮捕された被疑者を、マレシオーセ隊員が収監できない、という点である。Procez verbal des conférences, p. 53 dans *Code Louis*, t. I.
- (50) 被告人がプレヴォ・デ・マレシヨの裁判権を忌避する場合も同様、とジュウスは指摘する。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 95.
- (51) 1720年の改革の前にはプレヴォ・デ・マレシヨからマレシオーセの将校は騎馬警察隊員とともに警邏に出ていたが、改革後、将校はもはや隊員とともに警邏に出ることはなくなる。前掲拙著『フランス絶対王政の統治構造再考』p. 136注(9)。したがって、逮捕現場で被疑者の所持品リストを作成し、近隣住民に立ち合いを依頼するのは、実際に逮捕した隊員になる。

- (52) 1720年3月28日の国王宣言第8条は、押収品の書記局での保管と被疑者からの返還請求への対応について規定している。前掲拙稿「史料紹介 1720年のマレシオーセ改革に関連する2つの国王宣言」、65頁。また、ジュウスによれば、押収品への細工や取り替えを防止するために、押収品は書記局への提出前は原則として被疑者自身によって封印された袋の中で、提出後は裁判官によって封印された袋の中で、それぞれ保管されるべきだと指摘する。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 96.
- (53) この規定は、一方では、プレヴォ・デ・マレシヨが自宅、その他の任意の場所に被疑者を監禁して裁判権を濫用することを、他方では、「刑事王令」第2編第14～16条に関連して、プレヴォ・デ・マレシヨが、彼の裁判管轄外と裁定された訴訟、被告人（被疑者）、訴訟記録等を、裁判権を持つ裁判所に移送しない事態を想定してのものと考えられる。また、ジュウスは、この行為は君主権の侵害と見なされると指摘する。*Ibid.*, p. 97. さらに、「刑事王令」第10編第17条がすべての裁判官に対して訴訟当事者を自分のところに秘密裏に連行させることを禁じている点にも留意したい。
- (54) マレシオーセ関連文書でマレシオーセの "officier" といえ、通常、マレシオーセの将校（プレヴォ・デ・マレシヨ、副官など）とプレヴォ裁判役人（陪席裁判官、国王検事、書記官など）を指し、騎馬警察隊員とは区別される。前掲拙著『フランス絶対王政の統治構造再考』、p. 98注(1)。
- (55) 「刑事王令」公布の時点では基本的にマレシオーセのすべての成員が官職保有者（保有官僚）であったが、1720年の改革により、官職を保有するのは将校だけとなり、プレヴォ裁判役人と騎馬警察隊員は親任官職（commission）のみを持つようになった。将校を含むマレシオーセの全成員が親任官僚と規定されるのは1778年のことである。前掲拙著『フランス絶対王政の統治構造再考』、360頁。
- (56) ジュウスは、将校であるプレヴォ・デ・マレシヨが「教養がないと見なされているので、訴訟手続の合法性を監視し、訴訟手続が王令に則って行われているかを確認するために、（法）学位取得者（gradu ) あるいは法曹（homme de loi）の援助が必要」であったと指摘している。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 98.
- (57) 当該第12条は1731年2月5日の国王宣言第28条に引き継がれるが、ここではプレヴォ・デ・マレシヨは逮捕時だけでなく逮捕後24時間以内にも陪席裁判官の立ち合いなしに尋問できるように変更されている。cf. *loc. cit.*
- (58) 「プレヴォ裁判として裁く」とは何より、上訴の可能性がなく最終審として裁くことを意味する。また、アンシアン・レジーム期の判決は、宣告の日に直ちに執行される（「刑事王令」第25編第21条）。上座裁判所の評定官であったジュウスは、経験上、「被告人のほとんどはこの文言の効力を理解していない」として、上述の2点について被告人に十分に説明して理解させるべきだと説いている。*Ibid.*, p. 99. なお、当該第13条は1731年2月5日の国王宣言第24条で再確認されている。
- (59) 当該第14条は1731年2月5日の国王宣言第23条で再確認されていて、そこではこの24時間の基点を最初の尋問の実施時と定めている。
- (60) 1678年9月23日の国王宣言は忌避についてより詳細に規定し、忌避されたプレヴォ・デ・マレシヨによる訴訟の違法な継続を禁じている。すなわち、上座裁判所が忌避について判断する際、第一に、プレヴォ・デ・マレシヨが自らの管轄外となった訴訟の調書を作成することにより、あるいは被告人（被疑者）を不法に監禁することにより（管轄外の判決が下された後でも被告人（被疑者）をしかるべく移送しなかった場合がこれに相当すると考えられる）、「刑事王令」に違反したことが判明した場合、第二に、犯罪の質および人物の質により当該訴訟が最終審となることが判明した場合、当該上座裁判所は、当該訴訟を最終審として審理し判決を下すために、当該被告人（被疑者）、証人、証人尋問調書を犯行現場を管轄する上座裁判所に移送しなければならない、と定めている。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 101.
- (61) ジュウスはこの部分に「および国王検事の請求に基づいて」と条件を付け加えている。*Ibid.*, p. 102.
- (62) 前注(39)で指摘したように、裁判管轄判決は上座裁判所の民事部で下されるので、裁判長は民事代理官（lieutenant civil）になる。
- (63) プレヴォ・デ・マレシヨは、裁判長とともに、7名以上の裁判官団による裁判管轄判決の実施と当該判決正本への彼らの署名を監視する立場にあるが、裁判長とは異なり、彼自身は裁判管轄判決には参加できないし、意見陳述や投票もできない。また、マレシオーセの陪席裁判官が上座裁判所の評定官の官職を持たない場合も同様に、裁判管轄判決に臨席できない。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, pp. 103-104. また、上座裁判所の裁判官たちが裁判管轄判決に際して謝礼（ pice）の受け取りを禁止されていることを付け加えておく。Saugrain, *op. cit.*, p. 162 ; Rousseaud de La Combe (Guy de), *Traite des matieres criminelles, suivant l'ordonnance du mois d'ao t 1670, & les  dits, d clarations du roi, arr ts & r glemens intervenus jusqu'  pr sent*, 6^e  d., Paris, 1769, pp. 149-150.
- (64) 当該規定は1731年2月5日の国王宣言第25条に継承される。そこではより詳細に、①裁判管轄判決が裁判官全員の立ち会いの下で被告人に宣告されること、②そのことが判決の末尾に記されること、③この記載について参加者全員が署名すべきこと、被告人は署名できれば署名し、署名できない場合あるいは署名を拒否した場合はその旨、記されること、と規定されている。
- (65) ジュウスによれば、「その他の訴訟記録」とは上述の訴訟記録の写しを指す。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 107.

マレシオーセ（プレヴォ・デ・マレシヨ）の裁判管轄と訴訟手続により直接的に関わる
「刑事王令」（1670年8月）の条文（2）（完）

- (66) 1731年2月5日の国王宣言第26条ではより詳細に、裁判管轄判決で管轄外と裁定されたプレヴォ・デ・マレシヨや上座裁判所の裁判官は、裁判管轄判決に関して上訴もできず、自分の裁判所への被告人の移送を請求することもできない、私訴原告人、マレシオーセの国王検事、上座裁判所の国王検事も同様、と規定されている。
- (67) 「刑事王令」第2編第12条と第22条を引き継ぐ1731年2月5日の国王宣言第28条に基づいて、“sinon”をこのように訳した。
- (68) これはプレヴォ裁判所であると同時に、裁判管轄判決を下した上座裁判所でもある。なぜなら、プレヴォ裁判は独自の法廷を持たず、上座裁判所の評議室（chambre du conseil）で審理されたからである。
- (69) 1720年12月30日の国王宣言によれば、プレヴォ裁判を主宰するのはプレヴォ・デ・マレシヨではなく、プレヴォ裁判が行われている上座裁判所の長官（président）である。Muyart de Vouglans (Pierre-François), *Les lois criminelles de France, dans leur ordre naturel*, Paris, 1781, t. II, p. 190. cf. Blanquière (Christophe), "Les prévôts des maréchaux en Languedoc d'Henri IV au règne personnel de Louis XIV", *Revue historique de droit français et étranger*, 80^e année, n° 3, 2002, p. 265.
- (70) 原文では「開始された後で」となっているが、ことマレシオーセが訴訟手続を開始した事件に関しては、上座裁判所で裁判管轄判決が下された後のマレシオーセ（プレヴォ裁判所）での訴訟手続が対象になるので、ここでは「再開された後で」と訳した。
- (71) 第23条のジュソールによる草案に関しては、条文検討に加わったパリ高等法院の首席法院長（premier président）ラモワニオン（Guillaume de Lamoignon）と同法院の次席検事（avocat général）タロン（Denis Talon）が反対意見を述べている。彼らは、プレヴォ・デ・マレシヨが管轄外の犯罪まで裁くことや彼によるこの権限の悪用を懸念したのである。*Procès verbal des conférences*, pp. 59-60 dans *Code Louis*, t. I. なお、このように同一被告人がプレヴォ専決事件とプレヴォ・デ・マレシヨの管轄外の事件とで合わせて告発される場合に関しては、1731年2月5日の国王宣言第17条および第18条でより詳細に規定されることになる。
- (72) 訴訟手続の最後に宣告される終局判決と異なり、予備判決と中間判決は審理の過程で下される。予備判決とは証人尋問の実施や証言命令書（monitoire）の取得を許可する命令、令状の発布および検真（récolement）・対質（confrontation）の実施の命令である。中間判決は釈放判決、民事訴訟手続（procès ordinaire）への転換を命ずる判決、拷問を命ずる判決などである。Muyart de Vouglans, *op. cit.*, t. II, pp. 166, 170 et 172.
- (73) 1694年10月3日の国王宣言によれば、検真および対質の判決にも7名以上の裁判官が必要である。ただし、決闘をプレヴォ裁判として裁く場合は、5名以上の裁判官によるとされている（1731年2月5日の国王宣言第28条）。また、プレヴォ裁判のすべての判決はプレヴォ・デ・マレシヨの名によって頭書きされ（intitulé）、判決の末尾には当該判決がプレヴォ・デ・マレシヨあるいはその副官によって下されたことと明記されねばならない。なお、この7名の中にはプレヴォと副官も含まれる。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, pp. 118-119.
- (74) とはいえ、王権は学士の補充による安易な数合わせを認めているわけではなく、1682年1月13日の国王宣言で、上座裁判所専決事件・プレヴォ専決事件の判決に十分な数の裁判官を確保すべく、裁判を欠席しないよう、裁判官たちに対して厳命している。Rousseaud de La Combe, *op. cit.*, p. 148.
- (75) 以下の同時代文献では当該条文が "L'article XXV ordonne qu'il soit dressé deux minutes des jugemens prévôtiaux ..." と紹介されており、この文が非人称構文であることが分かる。Rousseaud de La Combe, *op. cit.*, pp. 148-149.
- (76) 換言すれば、プレヴォ・デ・マレシヨとその書記官が逮捕調書などの訴訟記録を自宅に留め置くことを禁じるということである。*Ibid.*, p. 149.
- (77) プレヴォ裁判の報告裁判官はマレシオーセの陪席裁判官が務める。*Ibid.*, p. 131.
- (78) 拷問に関しては当該「刑事王令」第19編で12条をもって規定されている。Isambert, *Recueil général des anciennes lois françaises*, t. XVIII, pp. 412-413. マレシオーセとの関連でいえば、同第4条が、プレヴォ裁判で死刑を宣告された被告が処刑前に拷問を科され共犯者を明かした場合の措置を規定している。
- (79) 1685年5月5日の国王諮問会議裁決によれば、私訴原告人がおらず、プレヴォ裁判の審理の必要経費を王領地収入（domaine du Roi）で賄わねばならない場合、その支払命令書（exécutoire）は、当該訴訟が行われた上座裁判所の刑事代理官と国王検事によって出され、地方長官によって検査される。Jousse, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle*, p. 120.
- (80) 1566年2月のムランの王令第45条は、プレヴォ・デ・マレシヨ、副バイイ、副セネシャルおよび彼らの副官、騎馬警察隊員に対して、彼らの職務に関連していかなる金銭を受け取っても要求してもならないと規定している。Isambert, *Recueil général des anciennes lois françaises*, t. XIV, p. 201. また、ジュウスによれば、裁判官は、刑事にせよ民事にせよ、国王検事しか当事者がいない訴訟——プレヴォ裁判は基本的にこれに該当する——においては、謝礼（épice）も報酬（vacations）も受け取ってはならないとされている。Jousse (Daniel), *Nouveau commentaire sur les ordonnances des mois d'Août 1669 & Mars 1673. Ensemble sur l'édit du mois de Mars 1673 touchant les Epices*, Paris, 1761, p. 184.
- (81) これは、前注(17)で示したように、プレヴォと副バイイ、副セネシャル、短服の刑事代理官の管轄・権限が同じだからである。

(82) 1555年9月2日の国王宣言によれば、シャトレ裁判所所属の短服の刑事代理官には、この職の創設時に付与された管轄・権限に加え、パリのボリスに関連して公布された裁決、規則などの違反者の取締り、陸路および水路でパリに搬入された稜、材木、その他の商品に関わる不正や独占の取締りの権限が与えられていた。Saugrain, *op. cit.*, p. 128 ; La Mare (Nicolas de), *Traité de la police, où l'on trouvera l'histoire de son établissement, les fonctions et les prerogatives de ses magistrats ; toute les loix et tous les reglemens qui la concernent*, t. I, Paris, 1705, p. 231.

【付記】 本稿は、平成31～令和3（2019～2021）年度科学研究費補助金「フランス絶対王政期の国王裁判と警察：マレショーセによる治安維持活動と民衆」（基盤研究（C）、研究代表者：正本忍）の研究成果の一部である。

（本学教授）